
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 202 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 202 回金融商品専門委員会（2023 年 6 月 20 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における開示についての検討の進め方について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（基本的な方針に関する意見）

全般的な意見

2. 事務局資料第 22 項から第 25 項に記載されたステップ 2 を採用する金融機関における開示に関する基本的な方針にかかる事務局提案に賛成する。
3. 予想信用損失に関する会計基準は金融機関に対して最も影響を及ぼすこと、及び金融機関による取引は複雑であり検討すべき事項が多いことから、今後、金融機関を念頭にステップ 2 の開示に係る議論を行うことは理解できる。一方、ステップ 2 は IFRS を任意適用している事業会社も適用可能であるため、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が製造業と金融業に分けて開示例を示していることを参考として、金融機関と事業会社でバランスが取れた開示規定とすることが望ましいと考える。

開示目的を定めるアプローチに関する意見

4. 重要性に関する課題に対応する観点から開示目的を定めるアプローチを採用するとあるが、これは開示における重要性を意味しており、会計処理における重要性の判断基準には影響しないという理解で良いか確認したい。
5. 開示の重要性に関して定量的な基準値があれば財務諸表作成者にとって有用と考えるが、今後の方向性としてこれを設けることを想定しているか否か確認したい。

例外的な取扱いを定めた場合の開示に関する意見

6. 例外的な取扱いを定めた場合の開示については個別のオプションごとに開示の必要性を検討するという事務局提案に異論はない。開示の要否を検討する際には、ステップ 2 において例外的な取扱いを設けた背景の一つに重要性がないということがある点を考慮する必要があると考える。
7. 予想存続期間が 1 年未満の場合に見積期間を 1 年とする例外的な取扱いなどのオプションについて開示の要否を検討する際には、基準の解釈又は重要性により当該オプションの適用が IFRS 第 9 号「金融商品」を適用した結果の範疇に収まると考えられるかを判断軸の一つとすることが考えられる。

(個別に検討が必要な開示項目に関する意見)

8. 金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表 (IFRS 第 7 号第 35H 項等) について、調整表そのものの開示の要否と調整表の内訳項目の開示の要否を分けて議論する必要があると考える。
9. 財務諸表以外の開示への参照 (IFRS 第 7 号第 35C 項) について、財務情報とサステナビリティ開示などの非財務情報では監査上の取扱いが異なると考えられるため、具体的に何を参照するかを踏まえて議論する必要があると考える。

(その他の検討事項に関する意見)

10. 在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されているケースへの対応に関する事務局提案に賛成する。ステップ 4 については今後検討することになるが、仮にステップ 2 と異なる会計処理とする場合には、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第 18 号」という。)に基づく状況と同様の問題が生じる可能性があるため、ステップ 2 の検討を行う際はこの点を考慮した方が良いと考える。
11. 実務対応報告第 18 号は多くの日本企業が適用しているが、これに基づく場合でも IFRS 会計基準と米国会計基準の開示情報を単純に合わせれば開示が作成できるというのではなく、IFRS 会計基準と米国会計基準に分けて開示する又は両基準における開示を比較しながら適切に合算して開示するなどいくつかの方法が考えられるため、慎重に議論する必要があると考える。
12. 異なる会計基準に準拠して作成した情報を一つの開示の枠組みに組み込んで開示することは実務において悩ましい問題である。最終的には実務で対処するものと理解しているが、ステップ 4 において問題が複雑化する可能性が考えられるため、この段階で検討す

ることが望ましいと考える。

以 上